

特殊詐欺に遭わないために電話機対策を!

ストップ! 特殊詐欺

令和5年中特殊詐欺被害者の実態調査では、被害に遭う前の意識を聞いたところ、特殊詐欺を「自分に関係ない」と思っていた人が約9割を占めています。

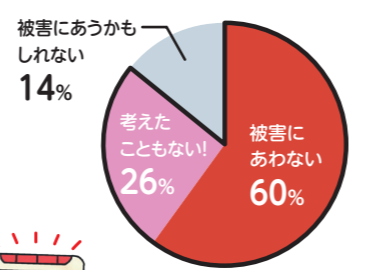
被害防止機能付き電話機を使いましょう!

不審な迷惑電話を着信拒否、赤色ランプで注意喚起、会話の録音などの機能が付いた電話機を使いましょう。(外付けタイプもあります)

ナンバー・ディスプレイ、 ナンバー・リクエストを利用しましょう!

- ・NTT西日本の回線で、**70歳以上の方は無償**(適用には条件あり)
- ・申込制になります。
- ・ご利用にはナンバー・ディスプレイ対応電話機とその設定が必要です。

**今すぐ電話機対策をしてください。
詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。**



多くの自治体で補助金
制度があり、購入費用の
一部を補助しています。

知らない
番号からの
電話は出ない!

犯人と
話さない!



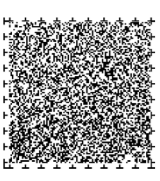
【愛知県警察本部生活安全総務課】

困った時は 消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

早めに相談しましょう。※身近な消費生活相談窓口につながります。

名古屋市消費生活センター (052) 222-9671	東海市消費生活センター (052) 603-2211
岡崎市消費生活センター (0564) 23-6459	大府市消費生活センター (0562) 45-4538
一宮市消費生活センター (0586) 71-2185	知多市消費生活センター (0562) 36-2688
瀬戸市消費生活センター (0561) 88-2679	知立市消費生活センター (0566) 95-0195
知多半田消費生活センター (0569) 32-2444 (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	尾張旭市消費生活センター (0561) 53-2111
春日井市消費生活センター (0568) 85-6616	岩倉市消費生活センター (0587) 37-7867
海部地域消費生活センター (0567) 23-0150 (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	豊明市消費生活センター (0562) 85-3712
碧南市消費生活センター (0566) 95-9894	日進・東郷消費生活センター (0561) 56-0039(日進) (0561) 38-3111(東郷)
刈谷市消費生活センター (0566) 91-1195	清須市消費生活センター (052) 325-5151
豊田消費生活センター (0565) 33-0999	北名古屋市消費生活センター (0568) 22-1111
安城市消費生活センター (0566) 76-7749	みよし市消費生活センター (0561) 32-8015
西尾市消費生活センター (0563) 65-2161	長久手市消費生活センター (0561) 64-6503
犬山市消費生活センター (0568) 44-0398	扶桑町消費生活センター (0587) 92-4121
常滑市消費生活センター (0569) 47-6139	東三河消費生活総合センター (0532) 51-2305
江南市消費生活センター (0587) 53-0505	・東三河消費生活豊川センター (0533) 89-2238
小牧市消費生活センター (0568) 76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター (0533) 66-1204
稲沢市消費生活センター (0587) 32-2594	・東三河消費生活新城センター (0536) 23-6260
	・東三河消費生活田原センター (0531) 23-3818

※相談は、原則それぞれの市町村にお住まいの方を対象としています。 ※相談受付日や時間は、市町村のウェブページや広報紙等で事前にご確認ください。 2024年4月1日現在



一人で悩まずご相談ください!

作成/愛知県民文化局県民生活部県民生活課
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603
・2024年8月作成

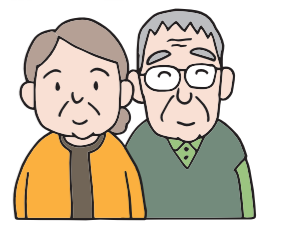
消費生活に関する情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください! [あいち暮らしWEB](#) 検索

高齢者の消費者トラブル未然防止特集号

みんなで見守り みんなで防ごう 高齢者の消費者トラブル

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、高齢者ご本人が意識を高めていただくとともに、ご家族や周りの方々が悪質商法の手口を知り、日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

「おかしいな」と思ったら、消費生活相談窓口へお問い合わせいただき、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう!



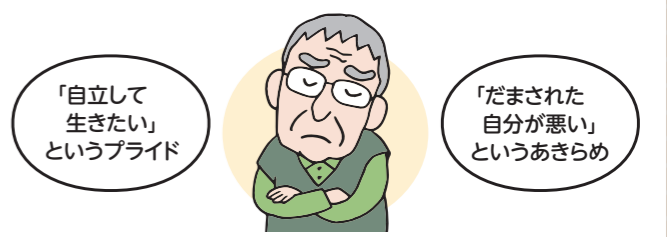
高齢者の消費者トラブルの特徴

だまされたことに気づきにくい



悪質業者の販売員は高齢者の信頼を得ようと言葉巧みに近づいてきます。消費者トラブルに遭っていることに、ご本人が気づいていないこともあります。

被害にあっても誰にも相談しない



被害に遭っても、家族に迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いなどとあきらめて、誰にも相談しないことがあります。

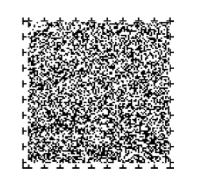


一人で悩まず、
お早めにご相談ください!
消費者ホットライン ☎188
身近な消費生活相談窓口につながります。



目次	・高齢者の消費者トラブルの特徴 1	事例4 点検商法 4
	・高齢者への声掛けのポイント 2	事例5 通信契約のトラブル 5
	・成年後見制度のご紹介 2	事例6 偽SMS・メール 5
	・見守りネットワークのご紹介 2	・クーリング・オフによる契約解除方法 6
	・高齢者に多いトラブル事例	・新紙幣発行に伴うトラブル 7
	事例1 定期購入 3	・「消費者が意見を伝える」ときのポイント 7
	事例2 投資詐欺 3	・愛知県警察本部からのお知らせ 8
	事例3 パソコンのサポート詐欺 4	・消費生活相談窓口のご案内 8

音声コードに
対応しています。



みんなで見守り! 高齢者への声掛けのポイント

「お節介に思われるかもしれない」と躊躇(ちゅうちょ)することもあるかもしれませんが、世間話をしながら何気なく尋ねてみるなど、会話をしていくうちに、心を開いてくれることもあります。場面に応じた自然な会話の流れを工夫してみましょう。

最近どうですか?

お出かけですか?

どうされましたか?

元気がないようですが…

工事されているんですか?

新しく買われたんですか?

一緒に調べてみましょう。

相談できる方はいますか?

さりげない声掛け、寄り添った声掛けを /

声掛けNGワード集

本人から相談された際に、問い詰めたり、頭から否定するような口調だと、本人の心を閉ざしてしまいがちです。受け入れる気持ちを持ってゆっくりと状況を聞きましょう。

本人の意識に関すること

- おだてにのるから…
- 欲をかくから…
- だまされているんじゃない?
- 何で信用したんですか?

契約に関すること

- 何で契約しちゃったの!
- 契約書をきちんと読まなかったの?
- あなたにも契約した責任がありますね。
- 息子(娘)さんに相談してから決めなくちゃ!

認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も考えてみましょう。

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護・支援する制度です。詳しくは、お住まいの市町村の中核機関・成年後見センター、または地域包括支援センターにお問い合わせください。

お近くの地域包括支援センターを検索できます

あいち地域包括ケアポータルサイト

【福祉局高齢福祉課 地域包括ケア・認知症施策推進室】

地域で高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりを応援しています!

愛知県では、高齢者等の消費者被害の深刻化を受け、ご本人への啓発に加え、その周りにいる人たちが高齢者等に気を配り、消費生活センターなどの機関に適切につなぐことにより、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを進めています。

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)設置市町(37市町)

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、扶桑町、東浦町、幸田町 (2024年6月末現在)

新紙幣発行に伴うトラブルに注意!

- 2024年7月3日から、20年ぶりにデザインが刷新された新紙幣の発行が始まりました。
- それに伴い、「新紙幣発行に便乗した詐欺行為」の発生が予想されます。新紙幣発行に伴う詐欺被害にご注意ください。



予想されるトラブル

「旧紙幣は使えなくなるから」と言われ、交換を求められた。

「その紙幣は偽札だ」と言われ、交換を求められた。

金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。



出典：独立行政法人 国立印刷局 Web サイト

アドバイス

- 新紙幣発行後も、**旧紙幣は使えます**。
- 金融機関や行政機関が新紙幣について**交換を求めることはありません**。**第三者に渡さないでください**。
- 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、**警察に相談しましょう**。
- 不審に思ったら、すぐに**消費生活センター等に相談しましょう**。

「消費者が意見を伝える」ときのポイント

購入した商品やサービスに不満があったとき、あなたなら自分の意見をどのように事業者に伝えますか? 自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、次の**3つのポイント**を参考にしてみてください。

Point 1 **ひと呼吸、置こう!**

怒りにまかせた発言は逆効果。ひと呼吸置いて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。

Point 2 **言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!**

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。

Point 3 **事業者の説明も聞きましょう!**

上手なコミュニケーションが解決への糸口。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。